

2018. 4. 20. No361

おきがくろうニュース
沖縄学校事務労働組合



自らの要求は自らの手で！

カンパ送付先

郵便振替 02090-0-2239

沖縄学校事務労働組合

連絡先

okigakuro2017@gmail.com

新しく学校事務職員になった皆さんへ

採用おめでとうございます。今春学校事務職員になられた皆さんを歓迎します。

この情報紙「JimJim」を郵送や組合のホームページに載せ皆さんにお届けしている私たちは、1993年に結成された県内で唯一の学校事務職員による学校事務職員のための労働組合、沖縄学校事務労働組合（略称：沖学労おきがくろう）です。県内の公立小・中・高校の事務職員で組織しています。

職場としての学校をどう感じた？

慣れない仕事に追われてあっという間に過ぎた1ヶ月ではなかったでしょうか。自らが児童生徒として関わってきた学校を働く場として、教員を同僚、校長を上司として見たときの印象はどうでしたか？想像どおりの仕事、職場でしたか？

今は目の前の締切りに追われるばかりでも、しばらくしてゆとりができたなら、自分のしている仕事を客観的に眺めることができるようになります。その時にあなたは「なにか変だな」と感じるかもしれません。

特に小・中学校では、仕事の種類や範囲があいまいで「仕事でない仕事」に振り回されて本来の仕事がはかどらない、誰の仕事でもないけれど誰かがやらなければならない仕事が次から次へと回されてくる。そんな経験を多くの事務職員が経験してきました。

本来の業務とそうではないもの

学校事務職員という職種には、古くて新しい問題がつきまとっています。そのひとつが、学校にある「お金に関わる雑務」が事務職員に背負わされてしまいがちなことです。

小・中学校の多くでは、PTA会計が職種指定で学校事務職員になっています。PTAは、学校とは別組織の任意団体であり、保護者や教職員

はそれぞれ各個人が入会、非入会を決めることができる組織のほうです。しかし、現状は入会意思の確認すらされないまま会費を徴収され会員とされています。事務職員の中には、半ば強制的にPTA会計とされ、勤務時間中にPTA会計業務を行わざるを得ない（職務専念義務に違反）人が多くいます。PTA会計業務は、本来の業務遂行の妨げになっています。

PTA会計に関しては、地方財政法に反する保護者から学校への寄付の強制行為に近いお金の流れが別に問題としてあり、また会員名簿作成のために学校が持っている児童生徒や保護者の個人情報同意なしにPTA組織に横流しして個人情報保護条例に違反していることが今後大きな問題として浮かび上がってくる懸念されます。

他にも保護者や出入り業者からの寄付金を収入源とする闇会計（学校では「特別会計」と呼ぶことが一般的）の会計業務を担わされます。

この闇会計は、公費では支払いのし難いものに費やされます。寄付金を私物化しているとは言い切れませんが堂々と公表できるものではないことには違いありません。

運動会等の学校行事が催される際に、校長名で地域関係者や業者に案内状が配られ、案内状を受け取った人々が寄付金を学校へ持ってきます。案内状を受け取っていないにも関わらず、「昔からのしきたりのようなものだから」と孫の運動会を見に来たご老人がプログラムと引き替えに年金から捻出した寄付金を差し出す様子を見たならこの光景を“異様”なものと感じなければならぬのが事務職員のあるべき姿です。

学校へ寄付されるお金や物品は、学校だけの判断で受け取れるものではなく、学校の設置者である自治体の定める条例に則って手続きがな

されなければなりません。寄付金は学校で保管せず自治体への収入として納め、物品は受け取ってよいものかどうかを寄付者の寄付目的も含め首長の責任のもと慎重に判断されなければなりません。学校は、公共機関である県や市町村の出先のひとつでしかないのです。

「学校に関わるお金のことは事務職員の仕事」だからと事務職員に表に出せないお金の出し入れまでさせることに躊躇がないのは昔も今も変わらない学校の底流に確実にある問題点です。

学校事務職員としての働き方

私は暗く重い話をしたいのではありません。既に沖学労組合員が解決してきたことなのです。PTA 会計や闇会計を「学校事務職員の業務ではありません」と断ってきた経験を初任者の皆さんに伝えたいのです。

PTA 会計や闇会計にかかる業務量は、実際にはそれほど大きなものではなく、年間数時間から十数時間ほどのものです。「断るしんどさよりチャチャっとすませてしまうほうがはるかに楽だ」という考え方のほうが現実的な対応なのかもしれません。でもそれは、現状を良い方向に変える努力を惜しむことでもあります。

私たち沖学労は、結成以来「自らの労働条件、労働環境の改善を自らの手で勝ち取る」ことを組合のテーゼとして取り組んできました。自らの働き方を自分で改善し、自らが働く場所をより働きやすい場所に自ら改善していくことです。

給与からの法定外控除拒否

若い人は知らないでしょうが県費職員の給料は、2002年5月まで現金払いでした。

事務職員と校長の2人で金融機関へ出向き現金を学校に持ち帰り、職員毎に袋分けし給料を手渡ししていました。期末勤勉手当の支給日には、1千万単位の現金を運搬することもあり、盗難、事故等への安全管理への気苦労や大量のお札を数えることに神経をつかったものでした。

でもそれはあくまでも仕事の範疇のことであり当たり前前のことでした。事務職員にとっての問題は、いわゆる「法定外控除」でした。

法定外控除とは、職員団体組合費や給食費、沖教済会費、校長会費、教頭会費、PTA 会費、職員クラブ（職員互助会）会費、旅行積立金、頼母子講（モアイ）等々10以上の団体の会費、積立金を事務職員が団体毎に加盟する職員分をまとめて支払いし、残った分の現金を職員に渡すという行為のことです。住民税や所得税、健康保険料など法律で給料から天引きすることを認められたものを「法定控除」ということから、逆に法律で認められていない項目を天引きすることを法律の外のこと「法定外」と呼びました。

他人の給料を扱う途中で法律に反することを行う危険性はもちろんのこと、細かな金種分け、いくつもある支払手続きの煩雑さ（沖教組組合費は1円の位まで事務職員が計算）は、とても面倒ものでした。

こんな迷惑な校内控除を事務職員が進んで行っていたわけではなく、事務職員少数対教育職員多数という力関係の中で多数派の便宜を図るためには少数派が犠牲になるのは当然という雰囲気学校を覆っていたせいです。当時法定外控除を拒む事務職員に投げかけられた言葉は「事務室をつぶせ」「職員の和を乱すな」「教員だって時間外に部活動をしている。事務職員の役割は法定外控除をすることだ」というものでした。

沖学労の粘り強い取り組みにより、県教委は「法定外控除」は違法行為であることを文書で認め、給与の個人口座振込が始まると実質的に事務職員への「法定外控除」強制はなくなりました。

古い話を持ち出したのは、学校事務職員は、昔も今も学校では少数派の傍流で「縁の下で働く要員」だということを言いたいのです。

なにも学校事務という職種を卑下しているわけではありません。「表に見えない仕事をメインに担う職種」は、どんな職場でも不可欠であり重要なスタッフです。そんな学校事務という職業に誇りを持ちながら、どんな家庭状況にある人でも働き続けることができるように改善し各方面に働きかけていくことを沖学労は飽きずに繰り返し続けていきます。（濱）

